度都道府県五十・〇％分（公共施設等適正管理推進事業（集約化・複合化等に伴う除却事業分））	
オ　アからエまでに掲げる事業以外の事業に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得たもの（以下「令和七年度都道府県五十・〇％分」という。）	
六　地方税減収補塡債償還費	地方税の減収補塡のため平成十八年度から令和七年度までの各年度において特別に発行を許可された地方債の額
［削る］	(1)～(19)　［略］
	(20)　令和七年度減収補塡債
七　財源対策債償還費	平成十七年度から令和七年度までの各年度の財源対策のため当該各年度において発行について同意又は許可を得た地方債の額
(1)～(20)　［略］	
(21)　令和七年度において発行について同意又は許可を得た財源対策債（以下この表及び別表第一において「令和七年度財源対策債」という。）	
［八・九　略］	
十　東日本大震災全国緊急防災施策等債償還費	［略］
(1)～(12)　［略］	
(13)　令和七年度東日本大震災全国緊急防災施策等債	
ア　「令和七年度地方債同意等基準運用要綱について」（令和七年四月一日付け総財地第五十五号、総財公第二十一号、総財務第四十九号各都道府県知	平成二十五年度から令和七年度までの各年度において東日本大震災全国緊急防

度都道府県五十・〇％分（公共施設等適正管理推進事業（集約化・複合化等に伴う除却事業分））	
オ　アからエまでに掲げる事業以外の事業に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得たもの（以下「令和七年度都道府県五十・〇％分」という。）	
六　地方税減収補塡債償還費	地方税の減収補塡のため平成十七年度から令和六年度までの各年度において特別に発行を許可された地方債の額
(1)　平成十七年度減収補塡債	
(2)～(20)　［同上］	
［新設］	
七　財源対策債償還費	平成十七年度から令和六年度までの各年度の財源対策のため当該各年度において発行について同意又は許可を得た地方債の額
(1)～(20)　［同上］	
［新設］	
［八・九　同上］	
十　東日本大震災全国緊急防災施策等債償還費	［同上］
(1)～(12)　［同上］	
［新設］	
	平成二十五年度から令和六年度までの各年度において東日本大震災全国緊急防